

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 一般質問させていただきます。

市街化調整区域と区域指定制度について。

第1，都市計画区域における市街化区域，市街化調整区域について，それぞれ面積，人口はどのくらいなのかお尋ねします。市街化区域と市街化調整区域の面積の割合と人口割合も，あわせてお願いいたします。

第2，区域指定制度について。平成12年5月に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が交付され，市街化調整区域における開発行為の基準として，茨城県が条例で区域を定め，建築物の用途を制限して開発許可等を行うようになりました。この区域内であれば，集落の出身などの要件を問うことなく，住宅等一定の建築物が建てられることとなります。

常陸太田市は，県の人口予測では，大子町に次いで減少する地区とされております。若者定住人口増加対策が必要であります。区域指定制度の採用は市でできるものであります。区域指定制度についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に，行財政改革について，陸太田市行政改革大綱平成19年度実施計画に基づいて質問をいたします。年度計画は，4月1日から翌年の3月31日までと思いますので，現時点の進捗状況についてご答弁を願います。

第1，推進体制について。常陸太田市の推進体制はどういう推進体制なのか，お尋ねをいたします。

第2，進行管理について。

第1点は，進行を管理する機関はどこなのかであります。

2点目は，取り組み項目を完全に実施するためには，PDCAマネジメントサイクルを確立することが必要だと思っておりますが，この確立についてどのようにお考えなのか，お尋ねをいたします。

3点目は，進行管理は，実施計画や推進状況及び達成状況を市民がわかりやすく判断できるように公表すべきものと考えますが，その公表はどうなっているのかお尋ねをいたします。

4点目，市民の意見の聴取について。取り組み状況に合わせ，市民の意見を取り入れるための方策を講じる必要があると思っておりますが，その方策についてお尋ねをいたします。

5点目，市民の声や取り組み状況の改善状況などを考慮しながら，必要に応じては計画内容を見直すべきものもあると思っておりますが，計画の内容の見直しについてお伺いをいたします。

第3，指定管理者の管理運営の指導について。平成19年度実施計画では，指定管理者について適切な指導を行うとあります。そこで，各指定管理者につきまして，行った管理運営の指導の内容についてお尋ねをいたします。

第4，PFI手法の導入指針の策定について。PFIとは，民間資金を活用した社会資本整備をいいます。年度計画では手引書を作成するとありますが，手引書作成の進捗状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

第5, 第3セクターの見直しについて。常陸太田市公益事業団, 株式会社水府振興公社, 財団法人里美ふるさと振興公社, 有限会社バイオリサイクルセンターについては, 公の施設の管理運営の一層の削減を推進するため, 管理運営の指導をするとあります。この一層の管理運営の削減を推進するための指導の内容及び成果についてお尋ねをいたします。

第6, 大学との連携等に係る協定の締結について。平成19年度計画では, 大学との情報交換, 連携事業調査とありますが, 情報交換をした大学はどこなのか, また, 連携事業はどういった事業なのか, お尋ねをいたします。

第7, 市民力人材バンクの創設について。年度計画では「人材バンクの創設」とありますが, その進捗状況についてお尋ねをいたします。

第8, 組織機構の簡素合理化について。

第1点は, 行政経営会議の設置について。行政経営会議の設置の有無, 内容について, また経営目標設定の進捗状況についてお尋ねをいたします。

2点目は, 決裁規定の見直しについてであります。計画では, 「現在の組織機構や事務分担において, より簡素化, 迅速化が図れるように必要に応じ専決権限の見直しを行う」とありますが, 決裁規定の改正は行われたのか。行われたとすれば, その内容についてお尋ねをいたします。

第9, 定員管理の適正化について。数値目標は平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で, 760人を679人に減員することになっており, 平成19年度の計画では16名を減員となっております。その成果について, 退職者と新規採用者に分けて説明をお願いいたします。また, 現在の職員数と人口1,000人当たりの職員数は何名か, お尋ねをいたします。

第10, 人材養成基本方針の策定について。平成18年度作成するとありますが, その進捗状況についてお尋ねをいたします。

11, 公正の確保と透明性について。年度計画である要綱が制定されておりますので, 要綱に基づいて質問をいたします。

第1は, 常陸太田市パブリック・コメント手続に関する要綱について質問をいたします。

1点目は, パブリックコメント手続について, 条例という法形式を採用しないで, 要綱による対応をした理由は何なのかであります。この制度が自治体にとって重要な行政決定をするに当たっての手続である点や, 市民にコメント権を与えているのにかんがみれば, 条例によることが当然の対応であると考えられます。条例によらないで, 要綱で対応した理由をお尋ねいたします。

2点目は, 要綱を制定するに当たって, 市民の意見をどの程度聞いたかであります。パブリックコメント手続について, 要綱第1条は, 市民等の市政への積極的な参加の促進と, 市の基本的な施策等の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り, もって市民等と行政の協働による開かれた市政の推進に資することを目的としております。要するに, このパブリックコメント手続は, 市民と行政の協働による開かれた市政の推進のための手続であります。条例を制定する市のスケジュールを見ますと, まず, 市民と市職員からなる検討委員会を設置し, 次に条例の骨子案を作成し, その次に市民に意見を聴取, 聞きまして, 議案を提出, 条例制定, 施行となっております。そこで, 市民の意見の聴取について, 有無と程度についてお伺いをいたします。

第3点は、第3条のパブリックコメント手続の対象についてお尋ねをいたします。第3条第1項は「市の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における基本方針等の策定又は改定」とありますが、具体的にどのような計画や基本方針がこれを指すのかお尋ねをいたします。

第4点は、第4条の公表時期等についてお尋ねをいたします。本条は、市民等からの資料の追加を求められた場合の規定がありませんが、どのようにするのかお尋ねをいたします。

次に、出前講座の実施についてお尋ねをいたします。成果として実施要綱が制定されておりますので、常陸太田市まちづくり出前講座実施要綱について質問をいたします。

第8条は、市長に開催を承認しない決定権と取り消し権を規定しております。その中の第3号は、「専ら行政批判又は苦情、要望等を目的としているとき」と規定してあります。これは、申し込みの段階から開催までの規定であります。私は、申し込みから開催までに「専ら行政批判」とか、「苦情、要望等を目的としている」と、そういうのは極めてまれだと思います。第3号の該当事例が顕在化するのには、講師が講義を終了し、質疑応答に入ってからだと思います。市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする本条例の目的からして、本規定を置くことの妥当性について質問をいたします。

2点目は、施行実績について。出前講座実施要綱は、平成19年7月1日から施行されております。その施行実績についてお伺いをいたします。

第12、経費の節減合理化について。

1点目は、未利用地の処分について。年度計画では、土地11筆の売却と貸付地について積極的に処分するとあります。処分した物件の件数、面積、金額、そして3年間で何%処分できたのかお尋ねをいたします。また、平成20年度の予算では、何筆、どのくらいの金額が計上されているのか、お尋ねいたします。

2点目は、物件費の見直しについてであります。3事業、3,601万円の縮減目標は達成できたかどうか、何%の削減になるのかお尋ねをいたします。

3点目は、新行政評価システムの導入についてであります。新行政評価システムの要綱、評価委員の検討、評価の実施等について、進捗状況についてお尋ねをいたします。

第13の補助金等の整理統合につきましては、同僚議員が質問しましたので省略をいたします。

第14、公共工事コスト縮減について。

1点目は、平成19年度の公共工事コスト縮減は何%か、そしてその金額は幾らかお尋ねをいたします。

2点目は、請負金額が幾ら以上の工事を対象としたのかお尋ねをいたします。

3点目は、3年間で10%という数値目標の進捗状況についてお尋ねをいたします。

第15、窓口等における行政サービスの向上について。

1点目は、窓口の時間外開庁についてであります。平成19年6月から12月まで、午後5時15分から午後7時30分まで、毎週水曜日、試行実施してきたと思いますが、その内容についてお伺いをいたします。

2点目は、近隣市である那珂市、ひたちなか市、日立市の窓口の時間外開庁はどうなっている

のかお尋ねをいたします。

3点目は、窓口証明の統合化についてであります。協議・検討した結果、平成20年度から市民課、税務課証明は統合されるのかどうかお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 都市計画区域と区域指定制度についてお答え申し上げます。

初めに、都市計画区域の現状についてでございます。面積でございます。都市計画区域全体の面積は約5,800ヘクタールとなっており、このうち市街化調整区域の面積は5,227ヘクタールと全体の約91%。同様に、市街化区域は573ヘクタール、約9%となっております。

次に、人口でございます。17年度末時点におけます都市計画区域全体の人口は3万5,430人余となっており、このうち市街化調整区域内は1万8,890人と全体の約53%、同様に、市街化区域は1万6,540人余、約47%となっております。

次に、区域指定制度の導入についてでございます。区域指定制度は、市街化調整区域において、50戸以上の建築物が連担し、車道の幅員が5.5メートル以上の幹線道路が配置された既存集落のうち、生活道路や排水などの都市基盤が一定水準以上整備されている区域を指定した上、開発許可等を認める制度となっております。

指定する際の地区の選定に当たりましては、その公平性の確保に課題がありますことから、現在のところを指定を見合わせておるところでございますが、市といたしては、集落内の都市基盤の整備状況を見きわめながら、今後、必要に応じ、区域指定について検討してまいりたいと存じます。

次に、公共工事コスト縮減についてでございます。

平成19年度に実施いたしました工事のコスト縮減の実績値につきましては、これから集計並びに取りまとめを行ってまいるところでございますものの、常陸太田市公共工事コスト縮減行動計画に定める平成17年から3カ年間での縮減率10%に対するこれまでの実績は、平成17年度5.4%、平成18年度2.6%の合計8%となっております。見通しといたしましては、目標が達成できる水準にあるものと存じます。なお、対象工事は、50万円以上の全工事となっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 行財政改革についての中の総務部関連について、順次お答え申し上げます。

まず、行政改革実施計画の推進体制、それから進行管理についてでございますけれども、行政改革実施計画は、各担当課における施策・事業の抽出とヒアリングを行いまして、庁内の課長クラスで構成します行政改革推進本部幹事会、市民からの委員15名で構成しております行政改革

懇談会，市長を本部長としております行政改革推進本部会議での審議を経て作成し，全庁的な推進を図っているところでございます。

計画，事業の推進に当たりましては，平成19年度から数値目標や期限設定等を行い，進行管理がしやすいよう改善いたしました。また，中間状況につきましては，平成19年度より設置いたしました行政経営会議において，年度途中の達成状況の評価を行っております。19年度の実績等については，20年になりましてからすべての事業の評価を行うということになってございます。

市民の皆様からの意見聴取の方策としまして，毎年度，先ほど申しました行政改革懇談会を開催しまして，内容について意見や提言等をいただいているところでございます。

市民への公表といたしましては，実施計画策定時に広報紙やホームページに掲載し，周知いたしております。

また，計画内容の変更・見直しにつきましては，毎年度，ローリングにより計画の見直しを行っており，各課における精査・検証と，幹事会，懇談会，本部会における協議検討を加え，必要な修正・変更等を行いまして，推進を図っております。

次に，指定管理者の管理運営の指導についてでございます。

指定管理者制度につきましては，現在，17の施設において導入しておりまして，毎年度，公の施設の指定管理者選定委員会において，所管課よりその経営状況について報告を受け，経営状況の認識や改善などについて審査を行い，この委員会における意見等を踏まえ，所管課においてそれぞれの施設の特色に応じた指導を行っているところでございます。

この選定委員会の事務局が総務課ということもございまして，私のほうから，その概要をご答弁申し上げます。

まず，市営斎場，里美斎場，これらにつきましては，平成19年度において指定管理料合計166万6,000円の減額を図るとともに，業務の内容上，苦情がないよう，夜間等における受け付け業務の体制づくり，トイレ等の清掃の徹底，地域で異なります集骨作法などの指導を行っております。

西山の里観光施設については，平成19年度において，職員1名を削減し，さらに，人件費，施設管理費の一層の縮減を図るとともに，催し物の充実について指導しております。

西金砂そばの郷，西金砂湯けむりの郷，物産センターこめ工房については，接客マナー，サービス精神の向上を図るよう指導し，西金砂湯けむりの郷においては，5名以上の団体利用者のバス送迎サービスを開始したところでございます。

水府竜神観光施設，水府ふるさとセンター，水府竜神ふるさと村，水府観光物産館，水府竜の里公園につきましては，サービスの向上，経費の効率化を図るため，人件費，諸経費の削減を指導し，20年度において，指定管理料合計217万円を減額しております。

里美カントリー牧場，里美温泉保養センター，総合交流ターミナルにつきましては，効率的な管理運営を図るため，経営改善計画の策定を指導し，平成20年度の指定管理料について200万円の減額をしてございます。

森林バイオマスリサイクルセンターについては、これも、経営改善計画の策定に合わせ、コスト削減と自立運営を指導し、人件費等の削減をし、平成20年度において指定管理料29万円を減額しております。温水プールについては、19年度において指定管理料73万6,000円の減額を図るとともに、毎月1回、月例打ち合わせ会を開催し、入場者数が減少しないよう、自主事業の拡充について指導しております。

最後に、総合福祉会館につきましては、衛生面や利用者の安全確保について日常的に指導を行っており、20年度については指定管理料110万2,000円の減額をしております。

次に、PFI手法の導入指針の策定についてでございます。

導入指針としてのガイドラインにつきましては、現在、PFIを導入している他市の事例を調査研究し、本市における導入体制についてどのような形が考えられるのかなど、本市に合った内容とするため、検討をしているところでございます。

次に、組織機構の簡素合理化についての中の、決裁規定の見直しについてでございます。

決裁規定の見直しにつきましては、組織機構の簡素合理化に合わせ、意思決定過程において簡素化並びに迅速化が図られるよう、専決権限の見直しを行うものとしております。平成19年4月に実施いたしました機構改革においては、支所を廃止し、そこに配置しておりました所属課を、本庁の所管部に配置したことに伴いまして、決裁規定の見直しを行っております。その内容といたしましては、支所所属課から支所長の決裁を経て本庁の所管部・課へ回付された決裁の流れを、所属課から本庁の所管部・課への直接決裁へと変更したものでございます。

議長（高木将君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

総務部長（川又善行君） 続きまして、定員管理の適正化についてでございます。

現在の定員管理適正化計画につきましては、平成17年度から平成21年度までの5年間で、議員ご発言のとおり81名、10.7%人員を削減しまして、平成22年4月1日現在で679人にするものでございます。平成19年度は、退職予定者等が33名、新規採用職員は9名を予定していることから、平成20年4月1日現在では、前年度に比較し24人の減、706人となる見込みでございます。平成17年4月1日を基点としました19年度削減目標値5.7%減を大きく上回ります7.1%の減となる予定でございます。

次に、人口1,000人当たりの職員数につきましては、平成19年4月1日現在で、本市の場合11.90人でございます。県内における類似団体のうち、消防業務を本市と同様に市単独で行っている団体の平均は10.71人でございます。

地方公共団体の職員の適正な人数につきましては、その団体の人口、面積、産業構造、合併の有無、所管する事務事業の内容、例えば消防やごみ、し尿の業務を市単独で実施しているのか、一部事務組合等の広域で実施しているのかなど、さまざまな要因により大きく異なるために、一律に比較できる公式な指標は示されていない状況でございます。

次に、人材育成基本方針の策定についてでございます。

人材育成基本方針策定の進捗状況につきましては、職員資質の向上を図るための行動指針としまして、現在、見直しを行い、原案を策定しているところでございます。本指針は、人材育成の

指針とあわせ、今後導入が予定されております新人事評価システム構築の指針ともなるものでございますので、平成20年度には検討委員会、ワーキンググループ等を組織しまして、さらなる検討調整を加えていく予定であります。

次に、経費の節減合理化についてでございます。

この中で、未利用地の処分について、まずお答え申し上げます。未利用地の処分につきましては、17年度の目標は9件、2,253平米、5,312万5,000円です。これに対しまして売り払いしたものは7件、927平米、1,340万9,000円で、達成率は、面積で41.2%、金額で25.2%となっております。

なお、面積、金額等については、小数点以下、あるいは1,000円未満については端数処理をして答えさせていただきたいと存じます。

18年度の目標は12件、5,759平米、6,842万2,000円でございます。これに対しまして売り払いしたものは14件、1,422平米、1,701万8,000円で、達成率は、面積で24.7%、金額で24.9%となっております。19年度の目標は14件、5,863平米、6,288万7,000円です。これに対しまして、現在までの売り払いは11件、985平米、1,480万8,000円で、達成率は、面積で16.8%、金額で23.5%となっております。

3年間の売り払い合計は32件、3,335平米、4,523万5,000円でございます。達成率は、面積で24%、金額で24.5%となっております。達成率が低い要因としましては、日照、傾斜、形状など、立地条件のよくない佐竹南台の土地が現在でも5件残っているためでございますけれども、今後も未利用地の売り払いに努めてまいります。

なお、平成20年度では、1,000円の費目計上としております。これにつきましては、残っている土地について、いつ売れるのか未定であるためのものでございます。

それから、物件費の見直しにつきましては、平成19年度行政改革実施計画で3,600万円の削減を目標としまして、事務機器の再リース対応、夜間警備業務の機械警備への変更、例規集のペーパーレス化などに取り組んでおります。これらの実績ということでございますけれども、3,870万円程度の減額となり、目標を達成できるものと考えております。なお、平成19年度の物件費決算総額につきましては、18年度の決算額37億2,450万円に対しまして、約6,000万円、1.5%の削減を見込んでおります。

それから、窓口等における行政サービスの向上についてということで、税務課関係のご質問がございました。税務証明の発行につきましては、本年度4月から、2階税務課内に専用窓口のスペースを確保しまして、各係職員で輪番体制を確立し、日常業務を行いながら、来庁者に対応してきたところでございます。

お尋ねの税務証明の1階窓口での発行についてでございますけれども、市民課職員による税証明の発行を含めて、検討を重ねてきました。この結果、税証明の発行については、固定資産税や市民税等、多くの税法の理解が必要な上、納税相談に及ぶこともあり、市民課職員ではなかなか難しいと判断しまして、先ほどご説明申し上げました税務課の窓口業務を1階に移転することが最良の案としたところでございます。しかし、1階フロアには、窓口の空きスペースがないのが

現状でございます。現時点では移転は困難の状況にありますので、今後の組織機構の見直しに伴う配置がえの中で検討してまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 2点目の、行政改革についての第3セクターの見直しについてお答えいたします。

第3セクターの各事業者に対しましては、事業内容、経営状況、公的支援等について点検・評価を行い、経営改善や組織機構の見直しについて指導・監督を行っておりますので、それぞれの事業者への対策についてお答えいたします。

常陸太田市公益事業団には、管理経費の一層の削減を推進するため、運営体制の再編、行政の関与・支援のあり方を見直し、独立企業として運営できるような経営に改善するよう指導しました。株式会社水府振興公社には、経営体制の再編と独立企業として存続できる経営を実現するために、経営改善の指導を行いました。財団法人里美ふるさと振興公社には、効率的な管理運営とコスト削減を求めました。有限会社バイオマスリサイクルセンターには、効率的な管理運営に当たるよう指導しました。特にコスト削減と自立運営を図るための経営責任者の雇用を促しました。

成果については19年度の決算をもって評価することになりますが、経費の節減等については、指定管理料の減額にもつながっておりますので、おおむねその成果が出ていると考えておるところでございます。

以上でございますが、それぞれの事業者に一層のコスト削減を醸成いただきまして、管理運営コストの削減とサービスの向上を求め、経営改善に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 行財政改革についてのご質問の中で、政策企画部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、大学との連携等に係る協定の締結についてであります。現在、具体的には常磐大学との連携協定に向けて協議を進めているところでございます。連携の内容としましては、まちづくり、産業の振興、自然環境など、行政の範囲を包括する内容について調整を行っております。大学からは、まちづくり事業等への教員、学生の参画、行政部門別研究会の実施などにつきまして、市のほうからは、大学への講師派遣等について検討しているところでございます。

次に、組織機構の簡素合理化についての中で、行政経営会議についてお答えをいたします。

行政経営会議につきましては、各部課における課題等につきまして協議検討を行い、全庁的に認識を1つにして、情報の共有化を図りながら行政運営を行うことを目的としまして、これまでの連絡会議を発展させまして行政経営会議としたところでございます。この会議につきましては、本庁と支所が同じ認識に立って事務事業を進めていく必要がありますことから、市長以下の庁議

メンバー、それから支所からそれぞれ代表の課長1名を加えまして、18名で構成をしまして、原則毎週金曜日の午前8時40分から9時半までの50分ということで実施をしております。

この経営目標についてであります。第5次総合計画の実現を目指すという前提の中で、大きく事務事業の遂行に関する事、それから、行政力改革に関する事という2つに分けて、各課単位で目標を立て、それを部としてスローガンと目標にまとめる形で、経営目標ということで定めております。この経営目標につきましては、その達成度などにつきましてそれぞれが評価を行い、事務事業を進めていくこととしております。

次に、公正の確保と透明性についての中で、パブリックコメントの手続きであります。この手続きを要綱で定めた理由でございますが、これは、パブリックコメントの手続きとしまして、行政内部の手順を定めたものでありますことから、要綱として定めてまいりました。

市民の意見を取り入れたかというご質問でございますが、この要綱につきましては、ただいま申し上げましたように内部の手順を定めたものでありますので、パブリックコメントを実施している他の市を参考としながら制定をしておりますので、市民の意見をお聞きしないで制定しております。

次に、第3条第1項の市の基本的な施策を定める計画、それから、個別行政分野における施策等の基本方針等について、どういったものが該当するかというお尋ねでございますが、計画につきましては、市の基本的な施策を定める計画としましては、総合計画の基本構想や基本計画が挙げられます。また、個別行政分野における施策の基本方針としましては、地域防災計画や男女共同参画プラン等が該当するものと考えております。

それと、パブリックコメント案件の公表後に市民から資料の追加を求められた場合のご質問でございます。パブリックコメントを実施するに当たりましては、案件の内容を市民が理解しやすくするために必要な附属書類をあわせて公表することとしておりますので、そのようなことがないよう十分配慮してまいりたいと考えております。しかしながら、そのような場合には、必要な範囲の中で対処するよう、要綱を運用してまいりたいというように考えております。

次に、公平性の確保の中の2つ目の、まちづくり出前講座についてお答えをいたします。

第8条の開催の制限であります。これにつきましては、申し込みがあったものをすべて実施するというのではなく、特定の団体などの利害を目的としたものや、専ら行政の批判、苦情、要望を目的としている場合などに限っては、市が開催の承認をしないこと、あるいは承認した後でもこれを取り消すことができると定めたものでございます。これらにつきましては、申込書に団体名、集会名、あるいは目的等を記載していただくことにしておりますので、それらから判断をすることとしております。しかし、これまでにこの規定を適用した例はございません。

次に、7月からの開催の状況であります。ことしの2月末までで45回開催をしております。これにご参加いただいた市民は、延べ1,476人となっております。

次に、経費の節減合理化についての中で、行政評価システムについてのご質問にお答えをいたします。

行政評価システムにつきましては、総合計画実施計画の策定時におきまして、PDCAにより

計画のローリングを行えるよう、システムの変更・構築をしてまいったところでございます。システムの内容でございますが、事業ごとに事業コストを数値化しますとともに、従来の事業実施量の指標のほかに、事業の効果や成果に関する指標についても評価を行うこととしてまいりました。この評価システムにつきましては、実施計画策定時にシステムとして組み込んでおりますので、改めて要綱という形では定めてはおりません。本年度につきましては、主要な事業についてのみこれらのシステムを適用したところでございますが、来年度以降、対象事業を拡大して、P D C Aの徹底を図ってまいりたいというように考えております。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民生活部関係のご質問にお答えいたします。

最初に、行財政改革の中の市民力人材バンクについてのご質問にお答えいたします。

現在、地域協働の推進と市民参画による行政運営を進めているところであり、その1つに、市民の自主的活動の育成・支援のための市民力人材バンクの創設がございます。この人材バンクは、さまざまな分野における市民の力の発掘育成と活用の統括バンクとして、地域の人材の情報の共有化と有効活用を図るため創設するものであり、今年度は、各公民館長や町会長からの情報提供をいただくとともに、さまざまな人材や活動団体、ボランティア、N P O団体などの活動状況の把握をいたしているところであります。

平成20年度につきましては、引き続き情報収集を行うとともに、登録者の活動場所の検討等を行いながら、ホームページや広報紙等による人材バンクへの登録募集等を行ってまいりたいと考えております。さらに、新年度事業であります団塊世代コミュニティ事業の活用による地域デビュー講座を開設し、退職者世代の市民人材バンクについてもあわせて推進をしてまいりたいと考えております。

次に、窓口における行政サービスの向上についてのご質問にお答えいたします。

窓口時間外開庁につきましては、昼間、仕事等により来庁できない方々への市民サービスの向上を図るため、平成19年6月から、毎週水曜日午後5時15分から午後7時30分まで、6課1室で開始をいたしました。利用状況は12月までの7カ月間で、市民課272人で489件、保険年金課183人で200件、高齢福祉課35人で35件、社会福祉課15人で16件、子ども福祉課69人で80件、出納室193人で423件、税務課を含めまして、合計861人の来庁者があり、1,358件の利用がありました。

次に、近隣市の状況でございますが、日立市では土曜日・日曜日午前9時から午後5時まで、ひたちなか市は日曜日午前8時30分から5時15分まで、那珂市は毎週木曜日午後5時15分から7時30分まで窓口時間外開庁をしている状況でございます。

以上です。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。第2回目の質問を行います。

市街化調整区域と区域指定制度について。グリーンツーリズムも人口増加策の1つですが、これは、定年退職した団塊の世代を主な対象としております。市街化区域を購入することが困難な若者は、子供の教育や買い物などの利便性、通勤の利便性などから、都市計画区域内より市街化調整区域に土地を求めたいのが通常であります。区域指定制度は、若者定住策として非常に有利なものであります。真剣に、区域指定制度の検討を要望としてお願いをいたします。

ちなみに、平成19年現時点までに市街化調整区域に着工された住宅件数は何軒なのかお尋ねをいたします。

次に、行財政改革について。推進体制について、答弁がよくわかりませんでしたけれども、常陸太田市の推進体制は、市長を本部長とする推進対策本部を設置して、進行管理を推進本部が行うと。そして、行政改革懇談会で市民の意見を聞くと、こういうことかと思えます。推進体制のポイントは、機動力のある推進体制を目指すものでなければならないこととあります。そのためには、推進部会を設置したり、必要な都度、プロジェクトチームやワーキンググループ等、組織を超えた検討組織を設置する必要があると思えますが、この点どのようにお考えかお尋ねをいたします。

第2、進行管理について。1点目は、進捗状況等の公表についてお尋ねをいたします。時系列で考えますと、2月か3月に実施計画を策定し、4月1日から計画が実施され、9月に進捗状況を調査し、4月には集計され、4月下旬から5月には達成状況がわかるものと思えます。年度実施計画の公表と前年度の実績公表について、常陸太田市の市報では、8月号で平成18年度の実績と平成19年度以降の計画を公表しております。実施計画と実績は分けて公表すべきで、しかも、計画は4月1日から実施されますので、実施計画は4月1日から遠くない期間に公表すべきものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目として、広報の記載事項の順序について質問をいたします。「広報ひたちおた」では、改革の実実施計画と実績の公表を12ページに記載されております。これに対して日立市の広報は、4月5日号で実施計画、7月20日号で成果の公表を、いずれも1ページに記載されております。広報事項の記載の順序は、市民に知らせる重要性に応じてされなければならないと思えます。1ページと12ページでは、行政改革の市民に知らせる熱に温度差が感じられるようでありますが、ご所見をお願いいたします。

次に、行政改革懇談会についてお伺いをいたします。この団体の性格、メンバー、それから開催された日数、目的等についてお伺いをいたします。

第3として、PFI手法の導入についてお伺いをいたします。会派である新生会は、鹿児島県指宿市のPFI方式による道の駅整備について政務調査実施をしまりました。これは、市民や地域からの要望があり、市は、地域交流施設を市の総合振興計画の中に盛り込み、最も地域振興に寄与するものとの考えから、PFIの導入を推進したものであります。指宿市は、PFI事業のメリットとして、一度に多額の財政負担が発生しないこと、2番目に事業費の削減を実現できたこと、3つ目として多くの民間の創意工夫やノウハウを取り込むことができたことを挙げております。日本政策投資銀行南九州支店は、事業規模の小さな案件でもPFIは可能であり、し

かも、財政支出の大幅な低減を図り得たことは、県内の自治体に多くの力を与えたと、高く評価をしております。

常陸太田市は、県内でも財政力指数が極めて低く、また、経常収支比率も93.9%と高く、財政が硬直化していて、自由に使えるお金が非常に少ないのであります。こういう状況下では、PFIは非常に魅力があります。できるだけ早く手引書を作成し、検討を要望いたします。

次に、市の職員が国土交通省主催の研修会やPFIセミナー等に参加していると思いますので、制度の内容、現状、課題等についてお尋ねをいたします。

第4、パブリックコメント手続についてお尋ねをいたします。

第1点は、市民が資料の追加を求めた場合の対応についてであります。要綱に規定がなければ、市民は権利として請求できないわけでありまして。また、行政も追加提出の義務を負わないわけでありまして。要綱を改正して規定を入れるべきではないかとお尋ねをいたします。

2番目として、実施機関として、常陸太田市の実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長となっております。他市の条例を見ると、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例は、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会となっております。また、平成17年に制定された四日市市のパブリックコメント手続条例は、市長その他の執行機関となっております。実施機関について検討してもよいのではないかと思います。ご所見をお願いいたします。

3番目として、対象についてお伺いいたします。「市の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針等の策定又は改定」の中、この行政改革大綱の策定や年度実施計画の策定は入るのかどうか、市長のご所見をお願いいたします。

4番目として、マニュアル化について。自治体基本条例の枠組みのもとに、パブリックコメント手続条例を位置づけるのが最近の傾向であります。パブリックコメント手続の対象は、第3条の規定するところですが、抽象的で市民には非常にわかりづらいと思います。具体的に何が対象になるのか、ある程度マニュアル化をして、市民に知らせることが必要ではないかと思います。パブリックコメント手続を通じて提供されるのは、意思形成過程情報であります。情報公開条例による請求では、非開示とされる可能性があることから、市民や事業者にとっては限界がありますが、パブリックコメント制度の持つ意味は少なくないものであります。マニュアル化についてのご所見をお願いいたします。

次に、定員適正化管理計画ですけれども、合併最大の効果は、議員の削減と職員の削減でございます。問題は、定員の適正規模はどのくらいなのか、先ほどの答弁でありましたように、今、方程式がないということですが、私ども新生会が行政視察に行きました埼玉県志木市では、人口6万7,000人、それで支所が2つあります。定員515名を適正規模として、575人から減員することになっております。人口1,000人当たりの職員数は6.9人となっております。また、指定管理者制度がどんどんふえていけば、それだけ職員を必要としなくなるわけでありまして。したがって、679人というのは見直しが必要ではないかと思うんですけれども、その点についてご答弁をお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 平成19年度に市街化調整区域内で新築された家屋，増改築も含めまして，全部で89軒となっております。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 行政改革の推進関係で，再度のご質問にお答え申し上げます。

まず，推進体制でございます。この推進につきましては，先ほどご答弁申し上げましたように，市長を本部長とする行政改革の推進，それから，市の組織としましては，課長で構成します幹事会，こういうもので推進しているところでございます。議員ご質問の中に，推進部会あるいはワーキンググループの設置，組織を超えた進行体制というご質問でございましたけれども，こうした幹事会，さらには必要によりワーキンググループ，あるいは企画委員等で組織をしております会議などによりまして，推進を図っているところでございます。

それから，進行管理の公表時期が遅いのではないかというご質問がございました。これにつきましては，新年度になってから，この改革大綱と実施計画というものを新しい組織の中で作成しております関係上，今までは6月に作成をしてございました。この時期等につきましては，もう少し早めるのかどうか等も含めまして，十分検討させていただきたいと思っております。

それから，公表の仕方でございます。この公表に当たりましては，今後とも市民の皆様にはわかりやすい内容とするよう，工夫改善していく考えでございます。この広報の手段としましては，広報紙やホームページに掲載しまして，周知をいたす考えでございます。

それから，住民懇談会でございます。住民懇談会につきましては，市民の各階層からなります15名の方で組織をしております。この目的につきましては，行政改革の内容，それから実績，評価等につきまして，ご意見等をいただくとともに，ご提言をいただいているところでございます。先ほどお答え申し上げましたように，あくまでも本部あるいは幹事会等内部の職員だけでこの行政改革の大綱，あるいは実施計画を作成しているものではない。住民15名の方々より貴重なご意見・ご提言をいただきながら作成しているという状況でございます。

それから，PFIの導入についてでございます。これらにつきましては，先ほどご答弁申し上げましたように，現在，そのシステムづくりとガイドラインの作成について検討をしているところでございます。PFIにつきましては，設計段階から民間事業者の資本とノウハウを活用するものでございますので，長期的視点に立ちまして，本市に合った内容とするため，現在，検討しているところでございます。まだ素案の段階でございますけれども，こうした取り組みの中には，PFIの概要，常陸太田市におけるPFI導入方針と実施体制，それから，導入手順，作業内容と留意事項等を策定する予定としてございます。

それから，最後に定員管理適正化計画についてでございます。平成21年度末までに679人とする定員管理適正化計画が現在策定されております。この終了後，今までの実績等を勘案しまして，22年度からさらなる5カ年計画の定員管理適正化計画を策定していく考えであります。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） パブリックコメントに関するご質問にお答えをいたします。

1つ目の、案件公表後の市民からの資料の追加提出であります。要綱を改正してはということですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、案件の内容を市民が理解するために必要な附属資料をあわせて公表することとしておりますので、ここをしっかりと運用していくこととしたいと考えております。

次に、実施機関であります。水道事業管理者につきましては、市長が水道事業管理者を務めておりますので、この実施機関の中に含まれております。また、審査機関であります公平委員会等は、審査機関ということで、今回除いております。

それから、第3条のパブリックコメントの対象についてであります。内部の手続手順を定めたものであるということで、内部に対しましてはマニュアル的なものを提示して進めております。また、この中で、行政改革大綱につきましては個別行政分野における施策の基本方針の中に含まれるということで、整理をしております。

以上でございます。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 第3回の質問をいたします。

第1点は、地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定されました。制定趣旨は、第2の夕張を出さないために制定されたものであります。決算に基づく指標の公表は、平成何年度の決算から対象となるのか、施行時期を含めて、その内容についてお伺いをいたします。

次に、行政改革は、市長、そして議長を含む市議会議員の多くの人が、選挙において行政改革をマニフェストとして掲げておりました。また、2月19日付の茨城新聞は、常陸太田市のまちづくりと行政改革に取り組む茨城町を大きく取り上げております。茨城町は、水戸市の合併を白紙に戻し、財政力指数0.56と厳しい財政状況の中で、単独の道を歩むため、経費削減策を次々と打ち出し、目標管理制度を一般職員にも拡大し、高い評価を受けております。これに対し常陸太田市は、行革といった、本来市がやらなければならないことを手抜きにしていたのでは、市民の協力は得られないと、やや厳しい見方をされております。

現在、議員の中には、議員の定数削減を含む議会改革特別委員会の設置の声があります。これは、議会改革以外の行財政改革は一般質問などでしなさいということであるかと思いますが、一般質問はあくまで個人の質問に過ぎず、議会の考えとは見られません。もし特別委員会をつくる時は、議会改革等も含めた行財政特別委員会を設置し、議会から提言をすることが、市民の理解を得られるのではないのでしょうか。行政改革は、市民や市議会からの意見を取り入れながら進めるのが、さらなる行政改革になるものと考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長(川又善行君) 財政健全化に関する法律の適用年度についてお答えを申し上げます。
この法律につきましては、平成20年度の決算から適用されることとなっております。
以上です。